

V23
志

シリーズ そもそも

国保制度④

神奈川県の湘南地域合同労働組合のAさんから「組合員の多くが非正規労働者で国民健康保険加入者です。ぜひ、保険給付の不公平も取り上げてほしい」との要望がありました。

今回は、自治体が保険者の国民健康保険（自治体国保）の保険給付についてです。国保は、加入者の①病気②ケガ③出産④死亡に対する保険給付を行なう制度です。国保の保険給付は、正規労働者（組合員など）と基

傷病手当金

は、法律で給付の範囲や内容を定め、自治体に義務付けている「法定給付」と、給付を行うか否か、どんな内容の給付にするかを自治体に任せせる「任意給付」があります。

働く人の所得保障

Aさんが「保険給付の不公平」というのは、傷病手当金と出産手当金のことです。

厚生労働省の2016年度国保事業年報によると、二つの手当金を実施している自治体はなく、『保険あって給付なし』の状況です。

自治体国保の加入世帯の平

出産手当金は産前産後に休業した一定期間の所得保障として、働いて生活費を稼いでいる加入者にとっては欠かせない保険給付です。

表を見てください。健康保険では、二つの手当金は法律で保険者に給付が義務付けられていますが、自治体国保では「任意給付」とされ、実施するか否かは自治体の判断に任せられています。

世帯の経済的基盤の弱い自治体国保の加入者にとって、働けなくなったときの所得保障として、傷病手当金と出産手当金の実施は切実な願いであります。國や自治体に対し、自治体国保の『保険あって給付なし』の不公平をただす運動が求められています。（随時掲載）

保険あって給付なし

1回目=6日目、2回目=10日目
△
8月付、3回目=10日目

傷病手当金と出産手当金の給付～自治体国保と健康保険の比較

	自治体国保		協会けんぽ	組合健保
加入者	農林水産業者	自営業者	被用者	中小企業労働者
1世帯あたり平均所得	239万円	267万円	168万円	249万円
傷病手当金・出産手当金	任意給付(保険者に給付義務なし)		法定給付(保険者に給付義務)	

注) 政府資料や厚生労働省調査報告から作成。1世帯あたり平均所得は、自治体国保は2016年度、協会けんぽと組合健保は2015年度の年額